平成２６年（フ）第１５号
岡山市中区中井395番地５、旧住所岡山市中区湯迫155番地13
破産者　青木登喜子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４５号
東京都新宿区西新宿４丁目14番７号―601
破産者　株式会社都政新聞社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４６号
東京都多摩市永山４丁目２番地19―103
破産者　小林　明雄
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６９号
東京都八王子市本町７番18号グレンモア八王子本町607号
破産者　株式会社スピアウェブ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７０号
東京都立川市上砂町５丁目75番地の２上砂マンション304号
破産者　上村　健史
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３６号
東京都八王子市戸吹町66番地１クランベリイハウスＢ202号
破産者　小熊由加梨（旧姓神部）
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２２３号
神奈川県鎌倉市津西２―１―９　吉原央能方、商業登記簿上の本店所在地横浜市泉区和泉町1048番地７
破産者　志能精密株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４０号
横浜市南区六ツ川３―76―１　横浜パークタウンＢ棟205号、商業登記簿上の本店所在地横浜市緑区十日市場町1258番地十日市場ヒルタウン１―２―301号
破産者　株式会社エフシー
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９９号
横浜市中区錦町16番地１横浜マリンハイツ１号棟409号室
破産者　有限会社カツミインテリア
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３１号
横浜市戸塚区戸塚町649番地７
破産者　株式会社希松園
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４６号
横浜市中区曙町５丁目69番地４―801号
破産者　有限会社ビューティはちや
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
神奈川県厚木市下津古久774番地
破産者　株式会社勝山建設
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８１号
新潟県上越市栄町２丁目11番37号
破産者　マルコシ食品株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５２号
岐阜県多治見市笠原町4266番地の３
破産者　伊東　　守
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４号
静岡県下田市中808番地の10
破産者　有限会社ハウスサービス
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２３号
島根県浜田市三隅町三隅1312番地
破産者　有限会社吉野商店
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２４号
島根県浜田市三隅町三隅1312番地
破産者　吉野　茂男
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第７号
鹿児島県姶良市東餅田1771番地４
破産者　有限会社協洋建設
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４９１８号
大阪市城東区関目１丁目３番11―805号
破産者　河原　逸考
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８号
福岡市博多区博多駅南３丁目17番10―201号
破産者　林　　勝人
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部